

## 計画の円滑な推進

---



# けいかく えんかつ すいしん 計画の円滑な推進

## だい しょう たいせい かくりつ 第1章 体制の確立

### 1 ていきょうたいせい かくりつ 提供体制の確立

#### 1-1 しみん かんけいだんたい ぎょうせい れんけい 市民や関係団体と行政との連携

これまでの行政サービスや障害福祉サービスだけでは、障がいのある人の自立や利用者本位によるサービス提供、家族への支援等の困難な部分もあります。

障がいのある人や家族が地域で生活することへの安心感を高めるためには、障がい者団体やボランティア団体による活動、NPO活動、そして多くの市民の理解と協力を促進し、きめ細やかなサービス提供や情報提供体制を確立する必要があります。

行政は関係団体との連携を図り、地域における障がいのある人への支援について総合的な調整機能の向上に努めます。

#### 1-2 けんいきせってい こういきてき れんけい 圏域設定と広域的な連携

県では、県内10圏域を障害保健福祉圏域として設定しています。

この圏域設定において、本市は東部圏域に属します。

こうした圏域設定の中で、精神障がいのある人を利用対象とするサービスをはじめ、供給量や提供事業所の整備が進んでいないサービスについては、そのサービスの整備状況や提供の効率性等を考慮し、近接圏域を含めたサービス提供体制の構築を進めていく必要があります。

このようなことから、本市では、生活支援事業等の広域的に推進する施策を含め、障がいのある人の生活支援を強化するためのサービスを効率的、効果的に提供する体制をつくるため、県をはじめ、近隣市町とも連携を図り、調整を進めます。

### 1-3 自立支援協議会の円滑な運営

障がいのある人の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、相談支援等を通じた効果的なマネジメントの推進が欠かせません。

そのためには、市、相談支援事業所、サービス事業所、さらには雇用分野等の関係者が支援ネットワークを構築していくことが重要です。

本市では、障がい者自立支援サービスに関するこうした支援ネットワーク構築の中核的役割を果たす機関として「草加市自立支援協議会」を設置しています。

本協議会では、相談支援事業所をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核的役割を果たす協議の場として、相談者に応じた個別支援会議から持ち上げられた地域の現状・課題等の情報共有・情報発信、関係機関によるネットワーク構築が図れるよう機能の充実に努めます。

## 2 情報提供体制の拡充

### 2-1 情報提供の充実

市内及び近隣市町村の施設等の障害福祉サービス事業に関する実施意向や移行時期の情報収集に努めます。

また、事業者に対して広く情報提供を行うこと等、多様な事業者の参入促進を図ります。

### 2-2 情報提供による事業者支援の充実

サービス提供に関して、サービスの質の向上と安定した供給体制を確立するため、サービスの担い手となる事業者に対し、県や社会福祉協議会等と連携し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行います。

## 第2章 計画推進への取組

---

### 1 具体的な施策

#### 1-1 県及び近隣市町との連携強化

より充実したサービスを提供するため、広域的な対応が望ましい施策について、埼玉県及び東部障害保健福祉圏域の各自治体と調整を図り、より効果的な推進を図ります。

#### 1-2 庁内各部門との連携強化

庁内においては、計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内の関係各課と連携し、全庁的な施策展開に努めます。

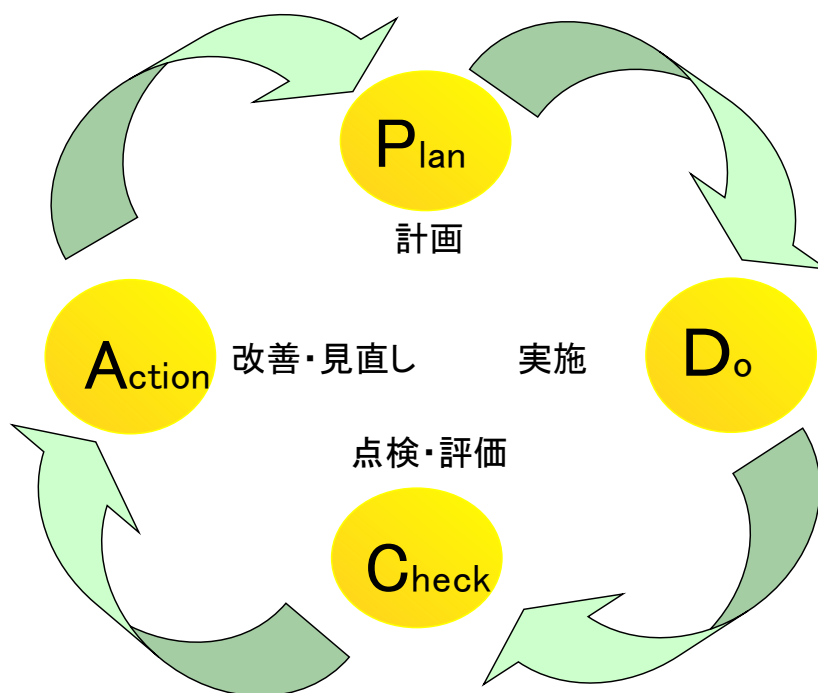
#### 1-3 周知・普及

市民、関係機関、行政等が一体となって障がい者施策を推進していくため、広報やホームページ等に掲載し、本計画の周知及び普及を図ります。

## 2 てんけん ひょうかたいせい 点検・評価体制

計画自体をより具体的なものとするため、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうかを検証するためには、実施状況等の点検が不可欠となります。

そこで、毎年、草加市障がい者施策協議会等に意見を聞き、計画の進捗状況等の確認及び評価や課題事項の検討を行い、施策の推進を図ります。







## 用語の解説

---



## ようご かいせつ 用語の解説

### 【あ行】

#### ○一般就労

通常の雇用形態のことで、企業との間に雇用契約を結び、常用労働者として各種の労働関係法のもとで賃金の支払いを受ける就労形態のことをいう。「福祉的就労」に対する用語として使用される。

### 【か行】

#### ○介護給付

障害福祉サービス中、該当するサービスは9種類あり、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援のことをいう。

#### ○訓練等給付

障害福祉サービス中、該当するサービスは6種類あり、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助のことをいう。

#### ○計画相談支援給付費

障がい者等が、市町村長が指定する指定特定相談支援事業者から指定計画相談支援を受けた場合に要した費用が市町村から支給されるもの

#### ○権利擁護

自己の意思表示の困難な知的障がいのある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

#### ○高次脳機能障がい

日常生活を営むために日々行っている思考、言語活動、記憶、学習、行為、注意等の大脳の中でも高次な働きに障がいが生じた状態のことをいう。脳血管疾患や脳腫瘍、交通事故等で脳が損傷されることによって起きるとされている。

### 【さ行】

#### ○草加市障がい者施策協議会

障がい者施策の総合的かつ計画的な推進について、草加市障がい者計画の進捗管理等を行う機関

#### ○社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法によって規定された国家資格。社会福祉士の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって身体的、精神的な障がいや環境上の理由で日常生活に支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいう。資格取得のためには、受験資格を持つ者が社会福祉士国家試験を受け合格する必要がある。

#### ○草加市障がい者就労支援センター

障がいのある人の就労について、相談とサポートを行う。就職準備・就職活動・職場定着・就労継続等を支援することを目的としている。

## ○手話通訳者

福祉事務所等の公的機関に置かれ、重度の聴覚・言語障がいのある人と関係機関との意思伝達を手話で通訳する人のことをいう。

## ○障害者基本法

障がいのある人の自立及び社会参加の支援のための施策に関し、基本的理念を定め、国、地方公共団体の責務を明らかにするとともに、障がいのある人の自立及び社会参加の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、障がいのある人の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障がいのある人の福祉を推進することを目的とする法律

## ○障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）

身体障がい者又は知的障がい者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、雇用の分野における障がい者と障がい者でない者との均等な機会及び待遇の確保並びに障がい者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするための措置、職業リハビリテーションの措置その他障がい者がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障がい者の職業の安定を図ることを目的とする法律

## ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律

## ○障害支援区分

障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、障がいのある人の心身の状態を総合的に示すもの。市町村がサービスや量を決定する際に勘案する事項の一つで、区分1から区分6まであり、介護給付のみに区分を適用し、訓練等給付については適用されない。

## ○障害福祉サービス

障害福祉サービスには、障害者総合支援法で定める介護給付と訓練等給付の2つのサービスがある。また、これ以外のサービスとして市が行う地域生活支援事業がある。

## ○障害保健福祉圏域

広域的な対応を必要とするものについては、都道府県が定める障がい保健福祉圏域で調整することとされている。本市は、春日部市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町の6市1町で構成する東部障がい保健福祉圏域に属している。

## ○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障がい者が、障がい者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした法律

## ○自立支援医療（更生医療）

身体に障がいのある人が、障がいの程度を軽減若しくは除去するために行う医療

## ○自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患に必要な治療を続けられるように医療費の軽減を図る制度

## ○草加市自立支援協議会

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一つとして導入された仕組み。本市では、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議するとともに、障害者差別解消法に規定する障がいを理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うために設置する。

## ○身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める一定以上の障がいのある人に対し、申請に基づいて障がい程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証票として県知事が交付するもの。障がいの種類と程度によって、1級から6級まで区分されている。

## ○精神障害者保健福祉手帳

精神障がいの者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある対象として交付する手帳。障がいの程度によって、1級から3級まで区分されている。

## ○精神保健福祉士

精神保健福祉士法によって規定された国家資格。精神保健福祉士の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて登録を受け、精神障がいの者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障がいの医療を受け、又は精神障がいの者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいう。資格取得のためには、受験資格を持つ者が精神保健福祉士国家試験を受け合格する必要がある。

## ○成年後見制度

知的障がいや精神障がい等により、判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにすること等、これらの人を不利益から守る制度

## 【た行】

## ○地域活動支援センター

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者及びその保護者の状況に応じて、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を行うもの

### ・ I 型

精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等を実施する事業

### ・ II 型

地域において就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、自立と生きがいを高めることを目的に、機能訓練、社会適応訓練及び入浴等のサービスを提供する事業

### ・ III 型サービス向上型 A・B 型事業

通所する地域の障がいのある人の特性に応じて生活訓練、作業訓練その他必要な支援を行う事業

・Ⅲ型サービス向上型C型事業

精神保健福祉士を配置し、通所する地域の障がい者に生活訓練及び作業訓練等必要な支援を行う事業

○地域生活支援事業

障害者総合支援法により市町村の実情に合わせて実施することが義務付けられているもので、障がいのある人の地域での日常生活又は社会生活の営みを支援する事業。相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業が必須事業とされている。

○地域相談支援給付費

地域相談支援給付費の給付決定を受けた障がい者が、地域相談支援給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する指定一般相談支援事業者から指定地域相談支援を受けたときに、それに要した費用が市町村から支給されるもの

○点訳奉仕員

印刷された文字や手書きの文字を点字に改めることを点訳という。点訳奉仕員とは、所定の講習を受けて点訳の技術を習得し、視覚に障がいのある人のために点字の書籍や文書を作成する人

○東部障がい者就業・生活支援センター

障がいのある人に対して、就業と就業に伴う生活をサポートする。近隣の施設、就労支援関係機関等と連携し、就業前訓練の場の提供や就業アセスメントを実施し、職業適性を見極めながら就業へのサポートを行う。

○特別支援学校

障がいにより学習上・生活上の困難がある子どもに対して、特別支援教育の理念に則った教育を行う学校

【な行】

○難病

発病の機構が明らかではなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。

○ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も誰もが個人の尊重が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常の世界であるとする考え方

【は行】

○発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠損多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものをいう。

○バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁となるものを除去するという意味で、建物や道路の段差等、生活環境上の物理的障壁の除去をとることが多いが、より広く社会参加を困難にしている制度や意識、情報の活用等における障壁の除去も必要であるとされている。

○福祉的就労

一般就労の困難な障がいのある人が、各種障害福祉サービス事業所等で訓練等を受けながら作業を行うこと

## ○補装具

身体に障がいのある人の身体の一部の欠損又は機能の障がいを補い、日常生活を容易にするために用いられるもので、盲人安全つえ、補聴器、義肢、車いす等がある。

### 【や行】

## ○ユニバーサルデザイン

身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある製品、環境、情報の構築実現を目指したもの

## ○要約筆記者

要約筆記により、聴覚障がいや音声言語機能障がいのある人のコミュニケーションを支援する人

### 【ら行】

## ○療育手帳

知的障がいのある人に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定以上の障がいがある方に対し申請に基づいて障がい程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障がい者であることの証票として県知事が交付するもの。障がいの程度によって、④（最重度）、A（重度）、B（中度）、C（軽度）の4段階に区分されている。

## ○レスパイト

障がいのある人の親や家族を一時的に障がい者（児）の介護から解放することによって、日ごろの心身の疲れを癒やし、休息できるようにすること

## ○朗読奉仕員

所定の講習を受けて朗読の技術を習得し、視覚障がいのある人のために声の図書の作成や対面朗読等をする人

